

事務連絡  
令和2年4月2日

都道府県トラック協会  
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
役員待遇審議役 山内正彦

**新型コロナウイルス感染症発生に伴う物流に係る特殊車両通行許可事務の  
取扱いについて**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営等に関しまして格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、国土交通省道路局から各地方整備局等に対して、新型コロナウイルス感染症発生に伴う物流に係る特殊車両通行許可の事務取扱いについては、当面の間、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い生じた緊急な物流の必要に対応するためのもの（注）である場合には、所要の手続きを行うことによって特殊車両の通行許可を最優先で処理するよう通知した旨連絡がありました。

全日本トラック協会としては、本件をHPに掲載致しますので、貴協会におかれましても、傘下会員事業者に周知して頂きたいとよろしくお願い申し上げます。

敬具

（注）消毒液等の衛生資材などを含む不足する諸物品の運搬。

**【添付書類】**

- ①国土交通省発「令和2年4月2日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症発生に伴う物流に係る特殊車両通行許可事務の取扱いについて」」
- ②【PRサイト掲載文】
- ③別添様式「新型コロナウイルス感染症発生に伴う物流に係る申請について」

以上

<お問い合わせ先>

企画部 道路企画室 小川、廣瀬

TEL：03-3354-1068

事務連絡  
令和2年4月2日

北海道開発局建設部 建設行政課長補佐  
各地方整備局道路部 路政課長  
交通対策課長  
沖縄総合事務局開発建設部 道路管理課長 殿

国土交通省道路局道路交通管理課  
車両通行対策室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症発生に伴う物流に係る特殊車両通行許可事務の取扱いについて

標記については、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしたので、適切に対処いただくようお願い致します。

#### 記

特殊車両の通行が、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い生じた緊急な物流の必要に対応するためのもの（注）である場合には、申請者からの連絡等に基づき、最優先で処理・決裁を行い、可能な限り迅速に許可証の交付を行うこと。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療のために使用される車両は、車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第十四条第一項に規定する車両に該当し、同令の規定が適用されないことに留意されたい。

（注）消毒液等の衛生資材などを含む不足する諸物品の運搬。

※ 上記の内容については、特車PRサイト (<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>) においても掲載する。

## 【PRサイト掲載文】

### 【新型コロナウイルス感染症発生に伴う物流に係る通行に関する重要なお知らせ】

(令和2年4月2日)

新型コロナウイルス感染症発生に伴う物流に係る特殊車両通行許可事務の取扱いについては、当面の間、特殊車両の通行が、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い生じた緊急な物流の必要に対応するためのもの（注）である場合には、[別添の様式](#)を申請書に添付の上、[申請先の事務所](#)に電話等でご連絡頂いた申請について、最優先で処理を行うこととします。

（注）消毒液等の衛生資材などを含む不足する諸物品の運搬。

※ なお、関東地方整備局へのオンライン申請につきましては、システムの関係上、申請後に対応する事務所が確定した旨の連絡がメールでされますので、当該事務所に電話等でご連絡頂きますようお願いいたします。

#### <申請の際の留意点>

特殊車両で通行しようとする方におかれましては、道路情報便覧未収録道路を経路に選択しない等により、可能な限り「個別審査」が生じないように、ご協力をお願いいたします。

「個別審査」の有無は「簡易算定」により確認することができます。

新型コロナウイルス感染症発生に伴う物流に係る申請について

今回の特殊車両の通行は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い生じた緊急な物流の必要に対応するためのものである。

<運搬する貨物の内容>

消毒液、〇〇〇

申請者名

〇〇株式会社〇〇支店

代表者名 〇〇 〇〇